

補助金等の見直し方針

平成18年11月

近江八幡市

目 次

・趣旨	2
・業務の点検・評価（業務改善）を活用して	2
・定義	3
・補助金制度の現状と見直しの方向性	
【1】補助金の性質別分類ごとの課題と留意事項	3
【2】補助金制度上の課題	4
・見直しの基本的な考え方	5
・具体的な取り組み	
【1】市民・事業者と行政の役割分担	6
【2】補助金交付基準	6
【3】終期の設定	7
【4】補助事業の達成状況等の検証	7
・補助金制度確立（見直し）までのフロー	8

．趣旨

地方公共団体を取り巻く経済情勢は厳しさを増し、さらに、人口の減少など社会の仕組みが大きく転換しようとしている中で、行政のあらゆる仕組みを抜本的に見直していくことが求められています。

本市も例外ではなく、厳しい財政運営を強いられており、あらゆる分野において、限られた財源をより有効に活用することが課題となっています。

このような状況下、補助金については、業務の見直しにより、継続的に見直しを行ってきたところです。

補助金は地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、市民や団体が実施する事業に対して行う財政的支援であり、政策目的を効率的に達成するための有効な手段ではありません。

しかし、現状では、定期的に補助金制度を見直すことができていないため、補助金の目的が陳腐化し、単なる団体運営のための財源となっているなどの課題が見受けられ、今一度、「行政が関与する必要があるのか。」あるいは、「補助金が有効に活用されているのか。」といった見直しが必要となってきています。

このようなことから、補助金制度を見直すにあたっては、単に補助金を削減するのではなく、補助金制度の透明性の確保とより効率的で適正な運用を目指すために、基本的な考え方と交付基準等を方針として示します。

．業務の点検・評価（業務改善）を活用して

平成17年度には、補助事業も含め各所属における業務の点検・評価を行い、補助金の見直しにあたっての考え方をまとめるための課題等が明らかになってきました。

また、その際の点検・評価してきた項目を掘り下げて検証することにより、補助金制度の見直しに活用することもできることから、項目を補助金制度に求められている視点ごとに整理しました。

【公益性】 地方自治法第232条の2では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる。」と規定され、補助事業の公益性の有無やその度合いの検証が必要です。

なお、公益性を判断する場合には、「広くサービスを供給できるか。」「より広い地域に還元する内容か。」「市や社会の公共の利益となるか。」「私益がでない必需的なサービスであるか。」が視点となります。

公益性の検証に関連する業務の点検・評価項目

概要（内容）

補助事業の目的、交付先、効果

公的関与のあり方（関与の範囲）

【効率性】 補助金は市民や団体が実施する事業に対して行う財政的支援で、政策目的を達成するための有効な手段ですが、行政が関与する範囲が時代とともに変化することと同様に、補助金の役割や必要性なども時代とともに変化するものです。

補助事業の役割や事業内容などから効率的な運用がされているかの検証が必要です。

また、補助金ありきではなく、補助金の交付が有効な方法かを検証することも重要です。

効率性の検証に関連する業務の点検・評価項目

補助金の積算根拠と補助率
補助事業の達成状況、活用状況
関与の妥当性（実施意義の低下、サービスの過剰等、水準の見直し、緊急性）
終期の設定

【公平性・公正性】 補助事業が多くの市民に利益を及ぼしているか（公平性） 公正かつ厳格に決定・運用されているか（公正性）という視点からの検証が必要です。

公平性・公正性を検証に関連する業務の点検・評価項目

法律関係（根拠法令）
提供しているサービスの公益性
補助団体の決算内容

・定義

負担金、補助金の定義は次のとおりとします。

【負担金】 法令または契約に基づき国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費及び地方公共団体が任意に各種団体を構成しているとき、その団体の必要経費にあてるために取り決められた費用をいう。

【補助金】 市が公益上必要と認めた場合に、特定の事業、活動等を助長、奨励する場合に条例、要綱等に基づき支出するものをいう。

・補助金制度の現状と見直しの方向性

【1】補助金の性質別分類ごとの課題と留意事項

性質別に分類した既存の補助金では、事業目的や内容について次のようなことが課題として考えられます。補助金とは、あくまで団体や活動を「補い、助ける」ものであり、補助金の財源には市税が使われていることを認識した上で、補助金ありきではなく、団体や活動の自立を促していくという視点をもつことが重要です。

なお、現行では委託料として支出している事業であっても、補助金的な要素の強いものについても、同様の見直しが必要です。

条例、規則及び債務負担行為により助成するもの

条例等に基づく義務的な負担であり、現在交付している補助金を直ちに打ち切ることはできませんが、長期的には制度自体の見直し等を行うことも視野に入れ、その必要性や事業効果について検証する必要があります。

行政の代行的な事業を行う団体（公益法人等）に対して助成するもの
市所管の公益法人等に対する補助については、市からの派遣職員等に係る人件費補助が大半を占めている場合があります。

これらの公益法人等は、市の業務を補完、代行する役割を担うことを目的に設置されていますが、社会経済情勢が変化する中でその役割と意義が問われています。補助金の見直しと合わせ公益法人等のあり方も検討する必要があります。

国及び県の補助金制度に伴い助成するもの

地方分権一括法の施行により、国や県の補助金制度も大きく変わってきています。従来は、市が国や県の制度に基づき補助事業を実施してきましたが、現在は、まず、市の補助金制度を確立し、国や県の制度を活用する形に変わってきています。

【例：滋賀県市町村振興総合補助金】

国や県の補助金制度を活用し助成する補助事業については、市単独での見直しは困難ですが、社会経済情勢の変化への対応の遅れから、国や県の補助金制度が市民ニーズに合致していないことも十分に考えられます。

このため、これらの補助事業についても、市民ニーズに合致したものとなっているか、また、効率性や費用対効果などの観点からも検証を行い、本市の実態に即した必要な補助事業を取捨選択し、市としての自主性を発揮する必要があります。

また、国や県等の補助金制度を活用した補助事業については、事業の奨励を目的としているため、補助対象期間の終了の時点で廃止するなどの見直しが必要です。

なお、国や県の補助金制度に基づく以上に負担している補助金（以下「上乘せ補助金」という。）については、縮減を前提とした制度改革を行う必要があります。

各種団体の公益事業を促進するため助成するもの

各種団体に毎年一定の金額で運営補助として助成を行うものは、その団体が行う個別の事業ごとに交付額等を判断するものではないため、補助金額の妥当性や補助による事業効果が分かりにくい状況にあります。このような補助金制度については、一旦廃止した上で、事業内容に着目した補助金制度への切り替えを行う必要があります。

各種大会の開催に対して助成するもの

各種大会に対する助成のうち、毎年、助成しているものについては、補助金額の妥当性や補助による事業効果等について十分な検証を行う必要があります。

行政の補完的な性質を有する事業等に対して助成するもの

この分類に属する補助金は、多種多様な目的のものが含まれていますが、現状では定額補助に近いものや小額のものが多いです。

これらは、市単独の補助金制度に多く見受けられ、制度面の制約も少ないことから、行政が関与する必要があるのか、市民ニーズに合致しているのかなどを検証する必要があります。

また、事業効果を高めるために、他事業との統合を行う等の検討を行う必要があります。

【2】補助金制度上の課題

補助金交付要綱等から、補助金制度について次のようなことが課題としてあげられます。

補助金交付要綱について

業務の見直し等により、補助金額の削減や対象者の見直し等、従来と変わってきているため、補助金交付要綱が現行制度に合致するよう改正、廃止の手続きをする必要があります。

また、小額補助金については、その事業目的や運用状況から、補助金の交付にとらわれることなく行政が本当に関与しなければならない支援の仕方を再考する必要があります。

補助対象経費について

予算の範囲内で、定額で補助しているものが多いため、補助対象経費が明確になっていないものが多数見受けられます。補助率と密接な関係があるため、補助対象経費を明確にする必要があります。

また、社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費が対象となっていないか再確認を行う必要があります。

補助率について

ア) 10分の10の補助事業は、本来、委託料で支出すべきではないかという観点から、補助事業内容の目的や性質等、市が関与することの意義などから、支出科目について再考する必要があります。

イ) 人件費を補助対象経費としている場合、その理由を明確にしておく必要があります。

ウ) 補助金制度は、市民や団体が実施する事業に対して行う財政的支援ではありますが、現行制度では、補助率にばらつきがあるため、補助率の上限を設ける必要があります。

エ) 補助対象経費が明確になっているものでも、補助率が設定されず、上限額のみ設定されているものが見受けられます。補助対象経費と補助率、上限額は一体的に設ける必要があります。

終期等について

政策目的を達成するための背景や経緯があって現行の補助金制度が成り立ってきていますが、要綱の中に、対象者を限定(団体名等が掲げられている)しているものや長期間見直されていないものが多数あります。このことは、補助金の交付が漫然と長期・固定化、既得権化する要因となっていることから、定期的に見直しを行う仕組みが必要です。

・見直しの基本的な考え方

補助金等の見直しについては、補助事業の目的と内容から、行政関与の必要性、経費負担のあり方、効果、市民への透明性を高めるなどの観点から、基本的な考え方を次のとおりとします。

なお、この基本的な考え方は、負担金・補助及び交付金に適用します。

- (1) 市民・事業者と行政の役割分担の明確化
行政の責任において保護・奨励すべき事業と、市民・事業者が主体的・自立的に行う事業とを明らかにします。
- (2) 補助金等交付基準の設定
本市の補助金等に対する基本的な考え方と補助金の対象経費・基準などについて、補助金等交付基準を定め、明らかにします。
- (3) 終期の設定
補助金の交付が漫然と長期化、固定化、既得権化することを防ぎ、費用対効果を含め補助事業の成果を検証するなど定期的な見直しを行うため、補助金制度の終期を設定します。

- (4) 補助金制度の周知と透明性の確保
補助金の財源には市税が使われていることから、補助金制度に関する情報は、補助対象団体だけではなく、広く市民に周知していきます。
また、補助対象事業の事後評価などの情報についても公表するものとします。
- (5) 経過措置期間
補助金制度を見直す際に、課題解決に期間を要する場合は、経過措置期間として一定期間(3年)を設け、できるだけ早い時期に見直しに着手するものとします。

・具体的な取り組み

(P 8 補助金制度確立まで(見直し)のフロー参照)

【1】市民・事業者と行政の役割分担

補助金制度を見直すにあたっては、補助事業の公益性、効率性と合わせて行政が関与する必要があるのかといった視点からの検討が必要です。

これらのことを「公共サービスの行政関与及び民間委託等に関する指針」(以下「行政関与に関する指針」という。)に基づき、次の項目について検証するものとします。

補助事業の効果が不特定多数の市民に及んでいるか。

補助事業の目的や内容が社会経済情勢に合致しているか。

補助事業の目的や内容から、行政が関与すべきことか。

財政状況が厳しい中で、あえてすべきことか。
(市の政策上の位置づけと緊急性などから)

【2】補助金交付基準

補助金制度の効果的・効率的かつ適正な運用を図るため、補助金制度の見直しや新設を行う場合の基準を次のとおり定めます。

(1) 事業の効果性

補助金の交付が客観的にみて公益上必要であること

補助金の交付に対して費用対効果が認められること

事業活動の目的、視点、内容などが社会経済情勢(ニーズ)に合致していること

市民・事業者と行政の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること

(2) 団体等の適格性

補助金の支出の根拠が明確で法令などに抵触していない団体であること

団体の支出経費の内容や会計処理が適切であること

団体の当該事業決算における繰越金が、補助金の額を超えていないこと

団体の設置目的と事業活動の内容が一致していること

団体の自主財源の確保にむけ努力していること。

(3) 補助対象経費の明確化

補助対象経費を団体の「活動事業費」に限定すること

交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等、補助事業の実施とは直接関係のない団体運営にかかる一般管理的な費用は、補助対象としないこと

調査研究にかかる補助事業において、事業に直接結びつかない視察・宿泊研修費用は補助対象としないこと

補助対象経費を団体の「運営費」とした場合、人件費や事務費など一般管理的な経費の全てが対象となり、補助の目的・効果の面からも補助の実効性が確保できないなどの課題があります。

しかし、準備委員会など設立後間もない団体は、組織力、運営基盤が脆弱であるため、自立までの一定期間については、運営費に対する補助が必要となる場合は補助対象経費の範囲を明確にし、かつ、終期を設定すること。また、団体の自立を促すために、補助金額を段階的に減額すること。

(4) 補助金額の適正化

国庫補助や県費補助を伴う事業にかかる市の補助は、合理的理由がない限り上乗せ補助は行わない。

市単独事業については、補助事業ごとに限度額または補助率を定めるものとする。

ア 利子補給にかかる補助金については、金利情勢に応じた利子補給率とする。

イ 原則、事業費の全額を補助金で賄う事業については、補助の対象としない。

ウ 原則、補助率は1 / 2以内とする。

ただし、特別の理由がある場合には、説明責任の観点から、明確な理由が必要です。

【 3 】 終期の設定

補助金制度には、補助事業の目的達成に向けた努力の促進と補助事業の効果や必要性を定期的に見直すために補助金制度の終期を設定します。

なお、終期の設定は次に基づくものとします。

国や県の補助金制度を活用した補助事業については、その制度の終了と合わせて、市の補助金制度を終了（廃止）すること

市単独の補助金制度については、すべて3年以内の終期を設定すること。

また、更新が必要な場合には、必ず従前の制度を検証し、見直した上で更新すること。

【 4 】 補助事業の達成状況等の検証

補助金（業務）の点検・評価を活用するなど、補助事業の達成状況や効果を検証することとします。

ただし、事業効果を検証するための目標・項目・指標を設定するにあたっての考え方は次のとおりとします。

補助事業の目標は具体的で、現実的であること

事業効果を測るための項目や指標は具体的で、妥当性があること

補助金制度確立までのフロー (見直し)

